

## 平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）議事録

1 日 時 平成 26 年 12 月 2 日（火）18：30～20：20

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，小山委員，  
桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，中村（晴）委員，  
中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員  
※欠席：川村委員，久保野委員，鈴木委員

[事務局] 鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者  
総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，佐久間北部発  
達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援センター所長，伊藤青  
葉区宮城総合支所保健福祉課長，岡崎若林区障害高齢課障害者支援係長，  
小原太白区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主  
幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸地域生活支援係長，早坂主幹  
兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，富山主  
事，林主事，高橋主事，井川主事

ほか傍聴者 9 名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）会長挨拶

会 長 皆さん，こんばんは。

今日は第 4 期仙台市障害福祉計画の中間案について，パブリックコメントも間もな  
くということで，多くの市民の方々，障害がある方もない方にもパブリックコメント  
を実施していくということでもありますので，パブリックコメントに出す前の最終的な  
ものになるかと思っておりますので，ご検討よろしくお願いいたします。

いい計画，そして幸せな生活ということが大事だと思います。よろしくお願いいた  
します。

#### （3）議事録署名人指名等

##### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

##### （2）議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より八木委員の指名があり，承諾を得た。

#### （4）議 事

計画関係について

(1) 報告事項

・ 第 5 回協議会における障害福祉計画中間素案に関する主な意見等について

会 長            それでは、4 の議事に入ります。

（1）報告事項の第 5 回協議会における障害福祉計画中間素案に関する主な意見等について及び（2）協議事項の第 4 期仙台市障害福祉計画中間案について、続けて事務局より説明願います。

事 務 局            それでは、初めに前回の協議会以降、中間素案についていただきましたご意見についてご説明をいたします。資料の順番が前後しまして恐縮ですが、資料 3 の「第 5 回協議会における障害福祉計画中間素案に関する主な意見等について」をご覧くださいと思います。資料 3 でございます。

（高橋課長）

前回の協議会では、到達目標、それから重点的に取り組む事業につきまして主にご意見を頂戴しているところでございますが、まずグループホームの整備に関することについてご意見を幾つか頂戴いたしました。

「火災報知機の設置など防災に関するグループホームの設置基準が大変厳しくなってきた。開設に係る補助金もあるが、借家での運営は難しい実態がある」、「事業開始に向けた事業者への支援、指導が必要ではないか」や、「補助金は各事業所のニーズを調査して確保していくことが必要ではないか」といったご意見を頂戴いたしました。

それから、就労支援体制の推進に関することについてもご意見をいただいております。「就労を継続するための支援として、ジョブコーチが効果的だが、人的配置が難しい状況にある。人材の育成や、人件費補助等が必要ではないか」、「雇用管理サポーターの存在も情報提供していく必要がある」、「目標数値をもっと高く目指してもいいのではないか」というようなご意見をいただいております。

企業向けの情報発信の一つとして、Eメールを使った『E企業だより』の積極的な活用としてはどうか」といったご意見も頂戴しているところでございます。

それから、相談支援体制の充実に関することですが、「相談支援体制の充実のために障害者自立支援協議会を強化することは非常に重要である。計画相談支援を行う事業所が窓口になっていくという可能性があるが、自立した経営が見込めない現状等がある。それを支援していくようなことも考えていく必要があるのではないか」、「地域の資源を生かしていく視点というのも事業所自体が持つ必要があるのではないか」といったご意見を頂戴いたしました。裏面にまいりまして、「相談支援体制について、一般の方にも認知をしていただく必要があるのではないか」といったご意見も頂戴いたしました。

医療機関に関することとして、「障害者の検診についてはなかなか厳しい状況がある」といった現実についてのご意見も頂戴しております。その中で「歯科診療の中で、医療機関同士でのネットワークなども取り組んでいる」といったようなお話がご

ございました。

その他といたしまして、「事業所の運営のあり方，精神疾患など障害に関する広報の必要性」，「行動援護についてもっと利用を勧めるようなことに取り組んでいただきたい」というご意見を頂戴しているところでございます。

## (2) 協議事項

### ・ 第 4 期仙台市障害福祉計画 中間案について

事務局  
(高橋課長)

続きまして，障害福祉計画の中間案についてご説明いたします。

全体の概要については資料 1 にお示ししているところでございますけれども，こちらは後ほどご覧いただければと思います。今日は資料 2 の冊子のほうを使いまして，ご説明をしてみたいと思います。

表紙を開いていただいて「目次」をご覧いただきたいと思います。中間案の構成でございますが，構成としては 5 章建てになっておりまして，まず「第 1 章計画の概要」として計画の趣旨と法的な位置づけ等に記載をしております。

それから，「第 2 章障害者を取り巻く現状」につきましては，本市の障害者に関するデータと，今年 1 月に実施いたしました障害者保健福祉計画のモニタリングの結果を記載しております。

「第 3 章到達目標及び重点的に取り組む事業」につきましては，国の基本方針にしたがって定めた到達目標と，計画期間において重点的に取り組む事業を掲載しております。

「第 4 章障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策」につきましては，見込量の推計の考え方，提供体制確保のための方策，サービスごとの見込量を記載してございます。

「第 5 章障害者施策を推進するための方策」につきましては，今後取り組むべき事項，それから障害福祉計画の達成状況の点検及び評価について記載をいたしました。

資料編は，この計画に盛り込みましたサービスについての説明でございます。

それでは，1 ページ，第 1 章からご説明をしてみたいです。

第 1 章の「1 計画策定の趣旨」では，平成 20 年 5 月に発効した障害者権利条約を受けて，障害者差別解消法が成立したことなど，この間，障害者の権利擁護を推進するための体制づくりが進められてきていることや，25 年 4 月に総合支援法が施行されて難病患者も障害福祉サービスの対象となり，さらに平成 27 年 1 月の難病法施行により対象疾病が拡大されるなど新たな課題も出てきているために，第 4 期計画においてもこれらの状況を踏まえるといったことを記載してございます。

それから，次の「2 計画の位置づけ」でございますが，「(1) 法令根拠のところでは，この計画は障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であること，それから国の基本指針を踏まえていること，それから仙台市障害者保健福祉計画と整合性を図ることといったことを記載してございます。

2 ページにまいりまして、「(2) 仙台市障害者保健福祉計画と第 4 期計画について」でございます。これはこの第 4 期計画を障害者保健福祉計画の障害福祉サービスに係る実施計画として位置づけるということを記載してございます。

次に、「第 2 章障害者を取り巻く現状」でございます。

「1 本市の現状」では、本市の障害者に関するデータを記載してございます。

(1) は手帳所持者数の推移のうち、3 障害を合計したもので、障害者自立支援法が施行された平成 18 年度末と比較して 1.3 倍になるといったデータをお示ししてございます。

(2) につきましては、障害ごとの手帳の年齢構成比をお示ししております。これは身体障害者手帳は 65 歳以上が占める割合が年々増加していることと、ページをめくっていただいて療育手帳では 40 歳以上の割合が若干増えてきているといったこと、また精神障害者保健福祉手帳では 40 歳代の方が増加傾向にあることなどを書いてございます。

(3) 難病認定者数の推移でございますが、これは特定疾患の認定を受けている方の数になりますけれども、年々増加傾向にあり、25 年度末には 18 年度末の人数の 1.7 倍になっているというような状況にあります。

それから、障害福祉サービスの利用者数の推移につきましても、一月当たりの利用者数が 18 年度と比べて 2.3 倍になっているというような状況がございます。

ここまでの資料につきましては、中間評価のほうにも掲載している資料でございます。6 ページをめくっていただいて、(5) と (6) は計画に新たに載せたデータです。特別支援学級 1 年生から 6 年生までの在籍児童数につきまして載せております。市立小学校については、児童数は減少している状況ではありますが、特別支援学級に在籍する生徒さんの数は増加する傾向にあるという状況でございます。

(6) は、特別支援学校卒業生の数の推移でございます。卒業後、障害福祉サービスを利用する方は毎年大体 100 名ぐらいというような状況になっております。

次に 7 ページ、平成 25 年度のモニタリング調査でございます。今年 1 月に障害者施策推進協議会の委員の皆さんと合同で、障害当事者の方やご家族、事業者の方などに対しまして、障害者保健福祉計画のモニタリングのためにヒアリングを実施し、どのようなニーズがあるのか、現状把握を行った結果についてまとめております。全体で 572 件のご意見がありまして、一番多かったのが、親亡き後の住まいの場の確保、地域生活への移行、2 番目に多かったのが、障害福祉サービス事業所などの日中活動の場の充実、放課後の居場所づくり、続いて、就労支援の強化、相談支援体制の充実といったことが課題として明らかになったということを記載しております。

8 ページ、「第 3 章到達目標及び重点的に取り組む事業」でございます。

第 3 章には、前回の協議会でご議論をいただきました到達目標と、計画期間において重点的に取り組む事業について掲載をしてございます。ここの到達目標についてのご説明は前回しておりますので、今回は割愛をさせていただきます。

9 ページの計画期間において重点的に取り組む事業につきまして、前回は説明をし

ておりますけれども、これは国から示された項目以外で、先ほどご説明しましたモニタリングで明らかになった課題を踏まえて、本市として障害者とその家族の方が安心して地域生活を送ることができるよう、計画的に取り組む事業ということでございます。こちらも前回皆さんからご意見をいただいた項目ですが、前回のご説明から数字は変わっておりませんが、各項目に若干説明を加えております。

例えばグループホームの設置促進は、1年ごとに100人ずつ利用者の増を図るということと、グループホームの新規開設経費に対する補助事業を活用していくということ、それから医療的ケアが必要な方、それから強度行動障害といった重度の障害者を対象にしたグループホームについても検討し、整備を進めていくということをご記載しているところでございます。

10 ページ以降は、前回もご説明しております生活介護事業所の設置促進、それから児童発達支援事業の充実、就労支援体制の推進、相談支援体制の充実といったことを掲げております。

次に 11 ページ、「第 4 章障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策」でございます。

「1 見込量の推計の考え方」でございますが、各サービスの見込量については現在の利用者数やその推移、それから特別支援学校の卒業生の数の推移などを考慮しまして、設定をしております。それから、障害児支援につきましては、これに地域における児童数の推移などを踏まえて設定をしております。

「2 提供体制確保のための方策等」でございます。これは障害福祉サービス、相談支援、障害児支援、地域生活支援事業の 4 つに分けて記載をしております。

まず「(1) 障害福祉サービスの提供体制確保のための方策」でございます。居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅生活支援のほか、安心して地域生活を送ることができるよう、必要な実施体制と見込量の確保に努めるということを書いてございます。それから、日中活動系サービスにつきましては、利用者の状態、それからご希望に応じて適切なサービスを選択できるように、必要な実施体制と見込量の確保に努めるということを書いてございます。それから、需要の増加が見込まれる生活介護のようなサービスについては、計画的な整備に努めるということを書きました。

それから、居住系サービスにつきましては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、需要の増加が見込まれますグループホームにつきましては、事業者に対して情報提供などを行いながら、サービスの量的な拡大を図り、必要なサービスが確保されるように努めるということにしております。

(2) 相談支援についてでございます。計画相談支援につきましても、指定事業所を増やすために障害福祉サービス事業への説明会の実施などにより、取り組んでいた事業所を増やし、それによって必要な実施体制と見込量の確保に努めるということをご記載しております。それから、地域移行支援、地域定着支援につきましては、このサービス自体を知っていただく必要があるという課題もございまして、障害者支援施設や精神科病院など、関係機関への周知を図りたいというふうに考えてござい

す。

12 ページ，（3）障害児支援につきましては，教育，保育等の関係機関との連携を図り，乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を，身近な場所で提供できるように取り組んでまいります。通所しながら基本的な動作などの訓練を行います児童発達支援につきましては，定員の増加を行うこととともに，児童発達支援センターによる保護者支援や療育相談機能の充実を図りながら，必要なサービスの確保を図るということを書いております。

それから，放課後等デイサービスにつきましては，新規開設を働きかけながら，必要なサービスを確保してまいります。入所支援の事業については，現在の体制を基本的に確保するという事としております。障害児相談支援については，相談支援事業所の量的な拡大が図られるようサービス事業所に働きかけながら，必要なサービスを確保していくということにしております。

（4）地域生活支援事業でございます。相談支援事業につきましては，現在全市に 1 つの障害者自立支援協議会を各区に設置しまして，障害者ケアマネジメントの向上を図ってまいりたいと思っております。また，障害者自立支援協議会において，基幹相談支援センターにつきましても検討をしてみたいと思っております。

ほかの事業につきましては，基本的には現在の体制を継続しながら障害者の方が生きがいを持って地域生活を送ることができるよう，障害者のニーズに対応した様々な事業を実施していくということにしております。

13 ページ以降の見込量につきましては，11 ページの 1 の推計の考え方のところでもご説明をいたしました。現在の利用者数やこれまでの利用者数の推移，それから特別支援学校の卒業生数など，今後のサービスの需要量などを勘案しまして推計したものでございます。

障害福祉サービスにつきましては，訪問系サービス，それから日中活動系サービス，居住系のサービスに分けて記載をしております。

14 ページにいきまして，相談支援，障害児支援，それから地域生活支援事業のところ，括弧の数字が間違っております。これは（1）ではなくて（4）でございます。地域生活支援事業につきましては，必須事業と任意事業に分けて記載をしております。各サービスの見込量につきましては，後ほどご覧いただければと思っております。

それでは，18 ページ，「第 5 章障害者施策を推進するための方策」でございます。

「1 今後取り組むべき事項」につきましては，障害者を取り巻く今般の状況を踏まえまして，障害者の権利を擁護し，適切なサービスが確保されるために取り組むべき事項についてまとめております。

（1）は，現在全市で 1 カ所の障害者自立支援協議会を各区に設置し，相談体制の充実を図るということでございます。

（2）は，28 年 4 月に施行される障害者差別解消法に合わせまして，本市独自の条例を制定し，差別の解消について市民の理解を進めていきたいということを書いております。

それから（３）障害者虐待防止法が 24 年 10 月に施行されまして、本市におきましても対応を進めているところがございますけれども、虐待の未然防止のための市民や関係者に対する啓発など、障害者虐待防止の一層の推進に取り組んでいくということを書いてございます。

（４）難病法が 27 年 1 月に施行され、対象疾病が増えます。また、来年の夏にはさらに増えるということがあります。対象者の方々に支援が届くよう、情報提供などにしっかり取り組んでいきたいということを書きました。

（５）でございますが、これは事業者への指導や監査に取り組むとともに、障害者ケアマネジメントに関する専門的な研修などにより、事業者のスキルアップを図るなど、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進していくことを書いてございます。

それから 2 番にまいりまして、これは本計画の達成状況の点検及び評価についてでございます。

これにつきましては、（１）（２）に記載のとおり、本協議会におきまして点検及び評価を行っていただき、計画の推進を図っていくということでございます。なお、法改正など見直しが必要になった場合は、その状況に応じて見直していくということについても書いております。

この中間案の資料 2 については以上でございますが、資料 1 の裏面の 6 番のところをご覧くださいと思います。

今、ご説明をいたしました中間案につきましては、今日の協議会でご意見をいただいた内容を確定した後、12 月 16 日から 1 月 16 日までの間、実施方法に記載の方法で、市民の皆様にご意見を募集したいというふうに考えております。先ほどご覧いただきました中間案の冊子には、一番後ろのページに意見送付用の専用はがきを付けまして、今日は薄いコピー用紙が付いてはございますけれども、実際にははがきにできるような厚い紙を付ける予定でありますが、その専用はがきを付け、区役所や市民センターなどの市内関係施設に配布をいたします。なお、このほか障害者団体のほうにもお送りいたしまして、ご意見を頂戴したいと考えております。

これらを通じまして、市民の皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえ、最終案を作成し、施策推進協議会で決定したものを市長に答申して、今年度中に第 4 期計画を策定する流れになります。

以上で、中間案に関するご説明でございました。

会 長 ただいま報告事項、引き続いて協議事項としての第 4 期仙台市障害福祉計画中間案について説明いただきました。この中間案につきまして、本日大事なことは委員の皆様から意見などを承り、先ほどの日程から言いますと、間もなくパブリックコメントがありますので、大事な検討を行っていただきたいと思っております。中間案につきまして、委員の皆様からご意見などございますでしょうか。いかがでしょうか。

白江委員、中村委員の順番でお願いします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

白江委員 サービスの見込量ですが、特に居宅のところですが、私の計算の仕方が間違っているのかもしれませんが、25 年度の実績として、1 カ月当たり 51,887 時間あります。利用された方が 1,584 人ですが、27 年度の見込みが 56,120 時間、利用された方は 1,899 人の数字ですが、これは 1 人あたりに単純に割ると減っている感じがします。推計の考え方は先ほどご説明いただいたので分かりますが、この見込量が減るということはどのような根拠でしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (石川課長) 見込量につきましては、先ほど推計の考え方で、これまでの利用者数の実績の推移というのを中心にこの辺は考えているところが大きいです。利用時間と利用者を別々に推計しているものですから、見込み時間を利用者数で割って一人当たりになると減少しているものです。今のご指摘はございますけれども、利用に十分足りるだけの見込みはしていると考えています。

会 長 白江委員、お願いします。

白江委員 利用されている方にとっては、今現在支給されている量が十分行き届いているというご判断と受け止めてよろしいか。

事務局 (石川課長) そうですね。そこは各区において支給決定しているところですが、それぞれニーズを調査した上で必要な量を確保したケアプランになっていることを確認して、支給決定しているという状況がございますし、今後は、計画相談ということで専門職がしっかりとしたケアプランを作りますので、それに基づいた支給決定を引き続き行っていくということになります。

会 長 よろしいでしょうか。  
では、中村祥子委員、お願いします。

中村(祥)委員 10 ページの児童発達支援事業の充実というところで、この間も説明していただいたのですが追加でよろしいでしょうか。

会 長 確認でお願いします。

中村(祥)委員 ここで定員が増えるということで、受け入れ枠の増大というのは親子通園の数であると思うのですが、児童発達支援事業といいますのは仙台市において放課後等デイサービスの事業所が併設している事業所も何カ所かありまして、単独で通園するものですが、その人数や、それから今後単独通園の枠を増やしていったら、児童発達支援事業



の利用者を増やすという計画は、ここに入っているのか入っていないのか、お聞きしたいと思います。

会 長 事務局、お願いいたします。

事 務 局 今お話ありましたとおり、指定管理施設として児童発達支援事業を行っている市内  
(石川課長) 9カ所のところと、それから児童発達支援センターが2カ所ありますが、そこを合わせた利用者数を見込んでいるところでございます。

中村(祥) 指定事業所として単独通園で児童発達支援事業を行っている事業所も何カ所かあ  
委 員 ると思いますが、そのの見込み数はどのようになっていますでしょうか。数字的なこ  
とは余り明確にお答えいただかなくてもいいですが。

事 務 局 放課後等デイサービス事業をやっている事業所で、主に午前中の時間帯においてお  
(須田係長) 預かりをしている事業所かと思いますが、事業所の数は今手元に数字はないのですが、確かに何カ所かございます。その実績は、ただいま障害者支援課長がお話した  
とおり、数値には含めていないものと思っておりますが、当然サービスとしてはござ  
いますので、そちらのほうも集計をしていきたいと思っております。

会 長 よろしいですか。

中村(祥) 多分そちらは単独通園で、余り実績がないとは思いますが、受け入れてもいいこ  
委 員 とになっている事業です。親子通園だけの希望者だけではなくて、単独通園で就労し  
ている方などは、親子通園に毎日通えるという枠が少ないものですから、単独通園も  
含めて利用したいというニーズも聞いております。それで児童発達支援事業を親子通  
園だけの枠で考えるのではなく、単独通園というものも含めて選択肢を広げていただ  
く計画が、このままいくと全くなくなるのか心配でしたものですから、その可能性と  
してはまだあるけれども、とりあえず親子通園を基本にここで計画を立てられたのか  
ということが心配でした。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 見込量につきましては、担当係長からお話したとおり、放課後等デイサービスで  
(石川課長) 実施している部分については見込んでいないということです。そういった事業がある  
というのは確かにそのとおりですし、ニーズもあることは伺っております。ただ、ニ  
ーズ全体がどの程度なのかということがつかみ切れていないことと、記載している事  
業と整理すべきところもございますので、そういった整理をした上で、どのような形  
で進めていけばいいのか検討が必要だと思っております。今回の見込量につきまして

は、まず現行の親子通園のところを見込んだとご理解いただければと思います。検討すべきところがあるとは考えています。

会 長 中村（祥）委員，よろしいでしょうか。大事なご指摘ありがとうございます。  
では、他に委員の皆様からご意見などございますでしょうか。  
お願いします。桔梗委員。

桔梗委員 前回の協議会のときに提案をさせていただきました「E企業だより」について、早速対応していただきまして、私もネットのほうで「E企業だより」の障害者福祉のフォーラム等々のご案内を拝見させていただきました。おかげさまで希望している事業者さんのほうにそのメールを転送いたしましたので、周知することができました。どうもありがとうございます。

今回、中間の骨子のところで余りに細かい提案なんですけれども、11 ページの障害者施策の周知に関してです。障害者の方になかなかサービスが行き渡らないという委員さんの意見もあり、このようにまとめられていると思いますが、具体的に私も実際に子どもが障害者手帳は持っていませんけれども、子どもが障害の状態で、なかなか施策が分からないという現状がありました。

でも、先日、ココロン・カフェのほうに参加させていただきました、実際にお子さんをお持ちの方とか、支援員の方とか、いろいろな方のご意見とお話を聞くことができました、そこからヒントも自分のことと重ね合わせてあったのですけれども、実際に障害児をお持ちの方、障害児を持っている親本人が障害者であるということもある。特に精神と知的の場合にはそういう方も非常に多いというふうに、施設関係の支援員の方から伺いました。ということを考えて、障害者の施策の周知が 11 ページのほうには、病院とかよく障害者自身や障害児を連れてこられるその当事者の方のところへの周知というところが、この方策として一つ上げられているのですけれども、逆に病院などに直接は行けないが、見守る家族の方々に周知をすることも必要ではないかと考えました。

障害者の枠が非常に広がっており、周知というのは非常に大変なことではあります。まずは障害者手帳を多分 1 年に一遍とかお送りになられると思うんですが、手帳を送付する際、もしくは手帳がない人も、例えば医療証明書、医療の控除証みたいなものが年に 1 回とか 2 年に 1 回とか送付されると思いますが、その際に障害者施策のたしかハンドブックがあったと思うのですが、ハンドブックと一緒に送付されるなどの工夫があってもいいのかなと思います。

ただ、ハンドブックに関しては、私も 10 年くらい前に A 4 くらいの大サイズの結構まとまったものを見ているんですが、それきり一度も拝見したことがございませんで、多分行政に行けば置いてあると思いますが、なかなか身近にないなという若干感想として持っております。送付料、配布料、印刷料というのはちょっと分かりかねますが、同じような送付方法でも 82 円で済む民間のサービスもありますので、その辺

の節税も考えていただきながら、皆さんに周知、配布ができるとよろしいのかと思いましたが。

会 長 障害者施策の周知の仕方についての工夫ということで、手帳配布、医療証の配布のときに、その機会もきちんと捉えるべきだというご意見でした。その辺、今までのところどういうことになっているかも含めて、事務局何かありましたらお願いします。

事務局  
(高橋課長) 手帳を申請していただいて配布するときは、ふれあいガイドをお渡ししているはずでございます。また、桔梗委員からのお話で、何かの更新のときに送付してはいかがかということについては、実際予算ということもありましてなかなか難しいものではありますが、ガイドブックを幅広く皆さんに周知できるようにしたいと思います。また、転入者の方に配っている「暮らしのガイド」にも障害者施策のご案内や、相談先なども載せておりますので、それ以外にもいろいろな周知方法を使って、皆さんに広く知っていただけるようにしていきたいなと思います。

会 長 よろしいでしょうか。  
では、委員の皆様からご意見ということで何かございますでしょうか。  
市川委員、お願いします。

市川委員 分からないので教えていただきたいという意味でお話しさせていただきますけれども、中間案の 1 ページの一番最初の計画策定の趣旨のところ、4 行目あたりに「平成 20 年 5 月に発効した障害者権利条約を受け」と書いてありますが、国として正式に国内法を整備した後で、障害者権利条約を発効したのはつい最近のような気がしているので、この年月の書き方というのはどういう意味なのか教えていただきたいと思います。

また、9 ページですけれども、グループホームの設置促進のところ、新規開設経費に対する補助制度を開始するということが書かれてありますが、これは今まではそういう制度がなくて、これを改めて仙台市でその補助制度を設けるという意味なのか、国の制度を使うという意味なのか、教えていただきたいと思いました。

それから、サービスの見込量のところで、利用者数が年で表示されているところと、月で表示されているところがあって、私のほうでやっている事業と関係したところで教えていただきたい。その根拠といいますか、計算方法なんですけれども、16 ページに福祉ホームの事業がありまして、ここは利用者数が年で書かれてあり、例えば 27 年度 40 と書いてあるのは、福祉ホームの利用者は年間 40 人という意味でしょうか。

私どもの福祉ホームは、定員が 15 名の福祉ホームを 1 つ持っていますが、仮に年だとすると、延べということで書かれているのか。利用定員で書かれているのか、その辺がよく分からなかったので質問しました。

会 長 平成 20 年 5 月の発効というのは、条約そのものは 20 カ国批准すると発効するところを捉えているのだと思いますけれども、ただ国内発効というものを含めるべきではないかというご意見でしょうか。

事務局，お願いします。

事務局  
(高橋課長) 阿部会長がおっしゃったとおりでございます。ここは少し分かりにくいので、表記の仕方についてももう少し分かりやすいように書きたいと思います。「国内で発効した」という表現か、何かその辺を書きたいと思います。

事務局  
(石川課長) 9 ページのグループホームの設置促進で「補助制度を開始し」というところがございますけれども、これはもう補助制度は開始しております。これは新たに設置するに当たりまして、例えば建築基準法に合致するような改修をするですとか、あとは消防法上必要な改修をするといった場合に、100 万円を上限に補助をしていますので、これは引き続き行っていくということで考えております。これは市の単独事業としての補助です。

それから、ご質問いただきました福祉ホームの見込量についてですけれども、これは 16 ページのイの任意事業の一番上の①でございますが、箇所数は、市川委員のところは 1 カ所と、もう 1 カ所別な法人でやられているところで、27 年度以降はこの 2 カ所と見込んでおります。40 というのは年間利用者数と記載ありますが、これは定員ということで記載させていただいているところでございます。

会 長 市川委員，よろしいでしょうか。

事務局  
(高橋課長) ただいま 9 ページの「補助制度を開始し」のところは、新たに始めるような印象を与えますので、ここも書き換えたいと思います。

会 長 その他、委員の皆様から、中間案についてご意見や確認などいただければと思います。いかがでしょうか。

白江委員，お願いします。

白江委員 難病の関係ですが、新たに総合支援法で 153 疾患に 1 月になります。その後また増えるとは思いますが、そのことを踏まえ、どれくらいの数が見込まれているのかということと、サービスの利用者数の推移のところ、来年度以降どれくらいの伸び率を見込んで、この見込量を立てられているのか確認したいと思います。

会 長 事務局，お願いします。

事務局  
(石川課長) 難病の方につきましては、今お話しありましたように、1月から疾患が増え、また来年の8月ですか、夏ごろにはまた増える、300 近くなるというように言われているところです。しかし、正確な患者さんの数というのは、我々も全くつかめていない状況があります。現在は、56 疾患が特定疾患であり、サービスの対象は 130 疾患でございますけれども、障害福祉サービスをご利用されている方には 1 桁というような状況でございます。したがって、難病の方の疾患が増えることで、サービス利用者が大きく増えるようなことはなく、他の方々のサービスの見込量でのみ込める数字かなと感じております。

ご存じかと思えますけれども、難病の方であってもその症状が進み、それが固定して身体障害者手帳の該当になるという方も多くいらっしゃいますので、そういった方は身体障害者として、サービスを利用されている方も現に多くおられると思えますので、そうした方は当然この見込量の中に入っている状況でございます。

会 長 白江委員、お願いします。

白江委員 5 ページの下の方の利用者数の推移のところ、18 年度からの伸び率と、22・23 年度からの伸び率とちょっと違って、24 年度から 25 年度は実数で 400 人ぐらい増えているのですが、来年度以降どれぐらいの増加を見込んで計画見込量を立てられたのかを知りたいです。これはサービスの種類によってばらつきは当然あると思えます。

事務局  
(石川課長) 細かい話で恐縮ですが、この障害福祉サービスは厳密に言うと、介護給付と訓練等給付という種別になりますけれども、18 年度に自立支援法ができたときに 5 年間は旧体系のサービスを実施してよろしいということで、多くの入所施設が 23 年度までは旧体系のサービスを続けていたということで、介護給付、訓練等給付という種別の障害福祉サービスの利用者に含まれない、見えていない数字の方もありました。

そうしますと、24 年度から旧体系のサービスがなくなって一元化され、入所施設の方も含めて 7,564 名の方が利用されるというような数字が、現れてきております。したがって、伸びとしては 24 年、25 年というところの伸びが一番目安として考えられる伸び率と考えております。そうした点をふまえてこの 27 年度以降、この計画期間内は出てくると考えております。18 年度からのこの急激な伸びよりも、全体的な傾向としてはもっと緩やかな形での伸びになると思えます。

それぞれ個々のサービスの伸びについては、13 ページにあるの見込量という形で考えております。

会 長 これをご覧になった方は、旧体系のサービスから移ってきたというのは読み取れないので、白江委員のご指摘もありますので、その辺のところを説明する文章もできるものかどうか検討したほうがよいと思えます。

そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。市川委員、お願いします。

市川委員 先ほどの難病の件と関連しますが、前回、私が、難病の方で障害福祉サービスを利用するようになった方は何人いらっしゃるかという話を聞いたら、そういうデータはないという話でしたが、11 月に国で主管課長会議をやったときの資料を見せていただくと、宮城県で 12 と書いてありました。12 の中に仙台市の利用者さんが何人入っているのかちょっと分からないんですが、印象としてはかなり少ないという印象、宮城県内で 12 人ですので少ないという印象でしたので、先ほどご説明あったように、啓発などにぜひ努めていただきたいと思います。

それから、もう一つ質問で、12 ページのところには障害児の支援の提供体制確保のための方策で、障害福祉サービス事業所等に説明をして、何かお願いしたいようなことが書いてありますが、我々も障害福祉サービス事業をやっているのです、我々実際今行っている福祉サービス事業で、この児童との関わりというのはどのようになるのか、イメージがつかないので、これから先のことを考えるに当たって、教えていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(石川課長) 12 ページの説明の中では、相談支援事業の部分について、まだまだサービスを利用されるに当たって、サービス等利用計画を作る必要性のところは十分周知されていないところがあると感じております。それと同時に、計画を作る事業者がやはりまだまだ増えてこない。計画を作るところがうまく進んでいないと考えており、福祉サービス事業所へ積極的に計画相談に取り組んでいただきたい。具体的には指定事業所として計画相談を実施できるよう事業を行ってほしいと考えておまして、何とか事業所を増やしたいと思っております。そこで説明会を実施して取り組んでいただきたいとお願ひし、事業所の量的な拡大につなげていければと考えております。説明会は今後も行いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと希望しているところでございます。

会 長 よろしいでしょうか。  
委員の皆様、いかがでしょうか。桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。郵送いただいた中間評価のことの質問でもよろしいでしょうか。それは今は違いますか。

事務局  
(高橋課長) 中間評価については、一応これで決定ということでお渡しをしておりますが、どういったご質問でしょうか。

桔梗委員 今日の配布資料の中に入っていたものではなくて、自宅に送付いただいた中間評価

を持参してきたものです。

事務局 この計画の議論の後でよろしいでしょうか。

（高橋課長）

桔梗委員 はい。すみません。

会 長 中村（祥）委員，お願いします。

中村（祥） 先ほどの障害児相談支援の事業所の量的拡大というのは、とても重要なことだと思います。本人主体の自立を高めるための計画というのが、子どものときからの第三者も加わって、家族と合意形成ができてということは、将来の自立への高まりがすごく促進されると思っていて、これはぜひ今セルフプランの率が高いと思うのですけれども、どうしても子どものイニシアチブをとるのは家族が中心になりますので、子どもの側というよりも、家族の側の都合というのもその中に入りつつある可能性というのがあるかと思ひまして、第三者が子どもの側に立って家族とともに考えて行うことを推進してほしいというのは、希望としてあります。

ただ、子どもの様子を日ごろよく知っている者が、その特性を生かしたプランを立てることが効果的だというふうに思っております。必ずしも障害福祉サービスをやっている事業所であれば、どこでも子どもの相談に適するかということに関しましては、少しご検討いただきたい。必ずしも枠が増えればいいということでもないような気がいたします。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 今ご指摘あるとおり、サービスの事業所の質といいますか、それぞれスキルといいますか、そういったところが十分ある方がそういった計画相談に携わるということは重要だというふうに我々も認識しております。当然そのための研修とかもやっております。障害児の場合については、やはり児中心に活動されている事業者もおりますので、やはりそういったところにまずはきちんと担っていただいて、それを広めていくという動きが重要なのかと思っております。

会 長 目黒委員，お願いします。

目黒委員 9 ページのグループホームの設置促進ですが、「障害者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減」で始まる文章です。今日実はグループホームの見学に行ってきました。そうしましたら、入っている方たちの高齢化もすごく、子ども自身の高齢化、70 代や 80 代の方がいらして、高齢者の施設に移る方もいらっしゃるという話を聞きました。それは仕方がないと思いますが、グループホームは終の住処ではないなと思いま

した。何か渡り鳥のような感じがしまして、3 カ月とか入院するとやはり出なくてはいけないとか、それから高齢者の施設に移って、行きたくないと言えどもいいような話を聞いて、宮城県では共生型とかいうのがありますけれども、子どもに障害があって、ずっと一緒に住みたいという気持ちがある親御さんもいると思いますけれども、それは実際叶わないのではないですか。

私が認知症になったら、もう別なところに住んで、二度と会えないのかなと考えてしまい、何か家族の高齢化だけではなくて、自分の家だと思えるようなことにならないかと思い、一緒に住めたりなど、いろいろな形のグループホームがあってもいいと思うのですが、そういうことがあってもいいのではと思いました。

会 長 今の制度上では、親子で住むことはできない制度になっているんですよね。これからの大事な課題ですよ。

事務局  
(石川課長) 現実に在宅でご高齢の方とそれから障害のある方、そのご高齢のご家族がお年を召すと不安になるというような状況があって、そういった住まいの場に関するお声は直接も含めて届いております。現行制度の中では一緒に住む施設は制度としてなかなか難しい状況であり、一日でも長くその在宅生活を続けることができるよう、私どもとしましてはホームヘルプサービスを初めいろいろなサービスをご利用できるように対応しているところです。ケアプランを作る中でどういう支援ができればいいのかというのを、区や支援者が判断しながら寄り添って、支援しております。そこではなくてと言われるとなかなか回答するのが難しくなるのですが、まずは在宅生活がきちんと維持できるようにしていくということが大事であると思っております。

会 長 在宅の中で一緒に住める仕組みをお互いにサービスを活用しながらやるということは、これから考えていかなければいけませんよね。制度の必要性というのも制度を作る国側に理解を進めるというのは、これは私たち当事者としての役目でもあるのかもしれません。ということを目黒委員のお話を伺って思いました。

中村（祥）委員、お願いします。

中村（祥）委員 多分目黒さんは親子で住むのではなくて、高齢になって認知症になった自分と、つまり高齢者と子どもが同じところで住む選択肢というのもありではないかと言ったので、それぞれ個なんですよね。高齢者と障害者。県のほうでは、共生型のグループホームをたしか国から誘致していると思います。だから、国で制度がないわけではなくて、仙台市が今ないだけではないかと思うのですが。発展的にこれからそういうことも考えられるのかどうかというのは、私も聞いてみたいと思います。

会 長 事務局、お願いします。



平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

事務局  
(石川課長)           こちらで勉強不足なところもあって、明確にはお答えできないのですが、そういったニーズが高まり、制度的にも利用できるようなものがあるのであれば、その辺のところは研究する必要があると感じたところでございます。

会 長               ありがとうございます。  
では、黒瀧委員，それから桔梗委員という順番でお願いします。

黒瀧委員           今のグループホームに関してですけれども、私たち会のほうもグループホームを持っているんですけれども、高齢化していて 60 代、70 代、それで先ほど目黒委員がおっしゃったとおり、老人ホームのほうに移行するという人も出ています。それで私たち、本当に必要なのは現在のグループホームを将来の住み処として使えるようなケアホームにしたいということです。ただし、お金がないのでできない現状です。助成金が少しでもそういう施設のほうにあれば、管理人などを雇うお金になると思いますが、何もないのでできないというのが一般的だと思います。市や国で、助成金を少しでも多く付けていただくというのは難しいのでしょうか。

会 長               事務局，お願いします。

事務局  
(石川課長)           これまでは、グループホームとケアホームと 2 つに分かれておりました。グループホームは、身辺がおおむね自立している方が対象になるかと思えます。ケアホームについては、ケア、介護が必要な方に利用していただいて、そのケアホームで介護サービスも提供するというのが従前のやり方でしたが、今年度から一本化されており、グループホームとケアホームを合わせてグループホームということになり、ケアホームという名称はなくなりました。一元化後のグループホームでも当然ケアの部分、介護の部分は必要な方には提供することとなりますが、提供の方法として国では、外部のサービスを入れてもいいとなっておりますので、グループホームを運営する法人の中で介護サービスを用意しなくても、例えば、ホームヘルプの事業所と提携して、そのヘルプを利用するという形が認められておりますので、そういった工夫をしながら運営をしていただくことが大事なのかなと思えます。

会 長               グループホームで介護をもっと、ある意味では柔軟に受けられるような仕組みになったわけだということでの事務局の説明、他法人の介護も一緒にやれますよということでしたけれども、黒瀧委員，よろしいでしょうか。  
では桔梗委員，お願いします。

桔梗委員           黒瀧委員がおっしゃられた質問の回答を聞いて、質問が半分解消されてしまいましたが、やはり目黒委員がおっしゃっている課題は、ここは障害者の協議会なので障害のことだけに突出して論議をすべきところかとは思いますが、実際に障害者の割合の

中で高齢者が非常に増えてきているとなると、介護保険が先なのか、障害者の支援が先なのかという問題も、高齢化の社会と障害者の中でも 65 歳の占める人口割合をこのように見ている、非常に障害者と高齢者はなかなか分けるのも厳しい時代と感じ、税金を投与するにも非常にそこも制限が加えられてくるということは普通に考えられると思います。

実際に高齢者の話ですけれども、皆さんご存じのように、例えば 80 歳ぐらいのご夫婦がいらっしゃって、奥様のほうが介護認定をいただいている、旦那様のほうが健常者であっても、訪問介護サービスは奥様にしか提供ができないと。今まで現役時代に台所に立ったこともない、ご飯も作ったことがない、洗濯もしたことがないご主人が、奥様がある日突然痴呆と介護の状態になって、奥様だけには介護ができるけれども、今までやったことがない旦那様に誰もサービスをしてもらえないという現状は、そこまで厳しいところを遵守しているかどうかというのは、サービス事業者のヘルパーのことはあるんですけれども、実質厳しいことを言ってしまうと、ヘルパーは介護認定者以外のところに介護サービスは行えないというのが実態です。

それと同時に、目黒委員がおっしゃられたように、子どもが障害者、親は高齢者と、その区分も夫婦が健常者と高齢者というところと一緒に思います。今のグループホームのあり方、ケアホームがなくなったというところも施設として川内亀岡にあった軽費老人ホームがケアハウスとして別な場所に移って、高齢者と障害者の生活の様態が変わっている実態も、私も拝見していますけれども、今後、社会福祉全体の中で議論されていくようなところに発展していくといいのかと感じました。

会 長            そのほか委員の皆様、まずはこの中間案のほうですね。それからまたこれが終わった後には、中間評価について桔梗委員からご意見があるということでもありますので、どうでしょうか。まずはこの第 4 期仙台市障害福祉計画中間案についてのご意見、お願いします。

赤間委員，それから佐々木委員の順でお願いします。

赤間委員            12 ページの障害児支援の中の放課後等デイサービスについてですが、この文言に反映しなくてもいいとは思いますが、新規開設し、増やすということと、同時に質の確保も大事だと思います。何でもそうだと思います。広がると質も下がってしまうという心配が一方ではあるので、増やすとともに質も大事だと思っています。今後、放課後等デイサービス等を使う子どもは、年々増えていくと思います。事業所が小規模だったりすると、ちょっとした部屋に何人も子どもがいるような状態ではうまくないのであると思っています。

会 長            質ということの文言をぜひ入れるべきではないのかというご意見でした。ありがとうございます。

事務局  
(高橋課長) 赤間委員のお話は、放課後等デイサービスだけに限らず、全ての事業所につながる  
ことと思いますので、18 ページの（５）のところに、サービスの質の向上に向けた  
取り組みの推進ということで1つ項目を立ててございますので、このところでカバー  
できるのかと思います。

会 長 では、佐々木委員、お願いします。

佐々木  
委 員 10 ページの（４）就労支援体制の推進の 3 行目の後半から 4 行目ですけれども、「ジ  
ョブコーチ等の訪問等により就労を希望する障害者を受け入れる企業を増やすとと  
もに、就労が定着するよう支援を強化します。」というこの 2 行ですけれども、ジョ  
ブコーチについてこの 2 行では、企業開拓をするということと、就労の定着を図る  
という 2 つのことを言っていると思いますが、これはジョブコーチが企業開拓をし、  
就労の定着もしていくということなのか、私のイメージではジョブコーチは就労の現  
場に入って行って、どちらかという定着のほうのイメージで、企業開拓をするある  
意味営業マンというか、そちらではないような気がしますし、ジョブコーチというの  
はきっと仙台市就労支援センターのジョブコーチだと思うのですけれども、今までも  
ジョブコーチが企業開拓をしていたのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(石川課長) 就労支援センターにおいては今年度から新たな取り組みとして、企業開拓という  
ところを始めたところがございます。まだ始まったばかりですので、27 年度からの実  
績も、これから開拓した事業所が増えていけばというような数字を載せているところ  
でございます。

それから、ジョブコーチ等という言葉をつけているのは、そうした事情もありまし  
て、「ジョブコーチが」ということではなくて、チームで進めておりますので、そう  
いったジョブコーチ以外の職員の力も合わせてチームで職場の企業開拓というところ  
とそれに加えて、就労移行支援事業所は、就職してから 6 カ月までしか継続して定  
着の支援ができないため、その後、どこにも支援機関につながっていないと離職して  
しまうといったお話を伺っておりますので、定着できるような支援も今後考えてい  
かなければならないということで、この 2 行を書いたところです。

佐々木  
委 員 読んだ印象だと、やはりジョブコーチがどちらもする感じがしますので、就労支援  
センターに支援チームがあるのでしたら、例えば「ジョブコーチを含むチームによる」  
のような表現にしていただけると力強いかと思います。どうしてもジョブコーチが何  
か企業開拓に行くというイメージがなかったので、何となくチームでやってくださ  
るほうが多い感じがしました。表現を工夫していただけるといいかなと思いました。

事務局  
(石川課長)  
会長

表現については工夫させていただきます。

その大事なご指摘を踏まえて検討するというので、ありがとうございます。  
その他いかがでしょうか。中村（晴）委員、お願いします。

中村（晴）  
委員

9 ページのグループホームの設置促進の考え方ですが、これは障害者の福祉計画ですから、私はグループホームというのは障害者の終の住処というふうに考えて、今 4 つ運営しております。この文言を読んでいくと、例えば「障害者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や、親亡き後の生活の不安を」というのは、本人たちは障害者ですから、親亡き後の生活の不安を持つのは親ですよ。親が自分が死んだ後、子どもはどうやって生きていくんだろうか、前半についても、障害者の家族が高齢化する介護負担の軽減という考え方だと、主体者は障害者の親になってしまうと私は思います。私はグループホームで障害者が暮らすということは、障害のある本人のライフステージに応じて 20 代は 20 代らしく、まだまだ 30 代も活力があります。娘が 40 過ぎてますので、自分の経験からいっても 40 過ぎるといろいろな意味で疲れやすくなったり、様々な今までなかったような余病が、これは人間誰も成人で障害があるなし関係なくいろいろな病気の心配も出てくる。そういう意味で、家族の軽減負担とか、それから親亡き後の生活の不安を持つのは親が持っているわけですね。私はそうではなく、主体者は本人だと思えます。これでは、言ってみれば過去の障害者福祉のような感じを私は受けます。昔はグループホームのような制度がなかったので、親は自分が高齢になって年老いても、最後まで自分で子どもの面倒を見て、いよいよ面倒が見切れなくなると、いわゆるコロニーのような大きなところをお願いをして、そして自分はなかなか面会に行けない形で人生を終えるというような、過去の障害者福祉がありました。この文言にこだわるわけではありませんが、この文章の書き方だと、主体者は障害者の家族のように私にはとれてしまいます。

だから、私は運営する 4 つのグループホームの中で 65 歳過ぎた、がんになった方の看取りをしましたが、その方のご両親はもういらっしゃいません。私はそれがグループホームではないかと思えます。今の時代ですから、障害のある方が親もまだ元気なうちに、障害者が親元から離れて、この仲間たちとこの場所で世話人のお母さんたちに見守られながら、メンバーは若干入れ代わっても暮らしていくことで、親は安心して、そして自分も自分らしく、人間らしく、女性らしく、男性らしく、母親らしく、父親らしく生きていくということが、障害者のグループホームではないのだろうかという気がして、運営をしています。この文章の後半では、医療的ケアが必要な重度心身障害者のグループホームや、強度行動障害の方のグループホームについては、主体者が障害者本人だからいいのですけれども、前段を読むと、障害者の家族の負担軽減のために障害者グループホームを運営するのではないと、私は思っています。その辺をどのように考えたらよろしいのでしょうか。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

会 長 大事なお指摘ありがとうございます。障害があつて大人になったら独立した生活をするその住まいだということが、うまくここに伝わってこないのではないかとのご指摘ですけれども、事務局、またこの辺のところの文言についてもまた考えていかなければいけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局  
(石川課長) ご指摘ありがとうございます。まさにその部分が大きいというように思います。要望としてはここに書いてあるとおり、ご家族からの声というのは大変強うございますけれども、やはり主体は誰なのかというところをしっかりと見据えて、文言等でも誤解を受けないようにしてまいりたいと思います。

会 長 大事なお指摘ありがとうございます。  
それでは坂井委員、お願いします。

坂井委員 11 ページの先ほどもお話に出ていた相談支援の関係ですけれども、計画相談支援についてのデータというのがあれば、ご紹介していただければと思います。現状において当事者の方々の計画相談の実際の実情というのが分からないので、その辺教えていただけないでしょうか。

会 長 現時点におけるサービス等利用計画の策定に関して、お願いします。

事務局  
(石川課長) 26 年度中に障害福祉サービス、それから障害児のサービスを利用する方については、計画を作成することになってございますので、その進捗というか、導入率ということで理解してよろしいでしょうか。

10 月時点の集計になりますけれども、障害者の部分の導入率としましては 55.4% になってございます。ただ、この中にはいわゆるセルフプランということで、相談支援事業所に依頼せずに、ご自分が今利用されているサービス事業者とご相談しながら計画を作って、区役所に提出した計画も含まれている数字です。

障害児の場合は 62.3% ということになってございます。これも先ほどお話ししたとおり、セルフプランということで利用されている事業所とご相談しながら、ご自分に代わってご家族がということになると思いますけれども、計画を作って区役所に提出したのも含めてという数字になってございます。

会 長 では、委員の皆様いかがでしょうか。今、手が挙がっているのは中村（祥）委員です。はい、お願いします。

中村（祥）  
委 員 サービスの向上に向けた取り組みというのが 18 ページにあります。その中で先ほど赤間委員がおっしゃったように、放課後等デイサービスで、例えば通常 1 日 10 名の定員枠でやっている事業所が多いと思います。規定では 2.5 人の人的配置をすれ

法的にはクリアしていることとなります。その場合、大体の事業所がそれよりも自発的に加配をして行っていますが、加配をしないでやっても違反にはならず、その場合ある程度部屋の中で、お人数で 1 人が見ているという体制をとらざるを得ないという状況があり得るかもしれないというふうに思います。

それで、サービスの質の向上に向けた取り組みの推進という中で、「障害福祉に関する専門的な研修会の実施などにより、支援者や事業者との連携を図りながら」というふうに書いてあるところに少し足していただいて、「支援者の個別特性に応じたスキル向上」というのをに入れていただければ、1 人ずつのスキルが上がると良質の支援ができるようになります。ただ、その余裕がないと、閉じ込めるような形でのサービスになるのかなと思いました。支援者の特性理解を深めたスキルアップが質の向上につながると思います。

会 長 大事なお指摘だと思います。

事務局  
(石川課長) 文言につきましては、もう一度事務局で検討させていただきたいと思います。

会 長 そのほか委員の皆様からよろしいでしょうか。またこの中で足りなかった部分については、ファクス等で連絡ということもあると思いますけれども、時間も迫ってまいりましたので、ここで確認です。

委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

では、先ほど桔梗委員からありましたように、中間評価について、お願いします。

桔梗委員 中間評価をいただいていたので、私の理解が足りなかったもので、4 ページなんですけれども、障害者福祉サービスの利用者数と平成 18 年度比の増加割合の推移というこの表なんですけれども、解釈ができなくて、この利用推移は分かりますけれども、ここの棒グラフで示されているパーセントが何に基づいての数字なのか、教えていただきたいと思います。

会 長 では、この図というか、示しているものについて、事務局お願いします。

事務局  
(高橋課長) 棒グラフは、利用者の数です。そして、折れ線グラフは 18 年度と比べて何パーセント増かというものです。

桔梗委員 すみません、棒グラフじゃなく、私が理解できなかったのは折れ線で、18 年度比の増加割合の推移とあるので、18 年度が 3,450 に対して 25 年度の総数が 7,994 で、131%ではないのではと思いました。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 6 回）

事務局  
(高橋課長)  
会長 18 年度をゼロとした伸びの割合です。ですから、231.7%となります。  
131.7%が増えたから、先ほどの 2.3 倍ということなのでしょう。

桔梗委員 ということですね。すみません、ありがとうございます。

会長 それにしてもこれはすごくいろいろな誤解を招く、先ほどの白江委員のご指摘から、障害者福祉サービスを受けていた人が急に増えたのではなくて、体系が変わったからこの数値になったわけですよ。先ほどの白江委員のご指摘で。何か一見これを見ると、障害福祉サービスを受ける人の数がすごく増えたように思われることに関して、何か考えるべきかと思いました。

言ってみれば、新体系のサービスを利用した人の数ということを、どこかに注釈でもなければ、分かりづらい、誤解を招くような情報にならないかどうかということも考えられるのではないかと思います。

事務局  
(高橋課長) 分かりにくいところについては、事務局でも相談いたしまして説明を書き加えるようにしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

中村(祥)  
委員 折れ線グラフは伸び率で、棒グラフは人数という形で、下のところに説明があれば分かると思います。

会長 よろしいでしょうか。

では、進めてまいりまして、委員の皆様から本当に貴重なご指摘がありました。これは先ほども冒頭でもお話ししましたが、パブリックコメントをいただくというのが次の作業になりますので、そのようなスケジュールもありますので、今日のご意見を反映してこの中間案を修正するとともに、また事務局でお話ししていただきますけれども、後からお気づきになったことも含めて 12 月 5 日の正午までに事務局にファクスしていただくとともに、今日の皆様のご意見と、そのときにファクスで来るであろうご意見につきましては、大坂副会長と私、事務局にお任せいただいでよろしいでしょうか。

(「賛成」の声あり)

では、そのようにしてパブリックコメントをさせていただきたいと思います。

では、時間も迫ってまいりましたので、議事はこの辺で終了させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(意見なし)

(3) その他

会 長 次第にその他とあります。その他ということで、皆様から何かありましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

事務局 (高橋課長) その他といたしまして、お手元にお配りしております黄色とピンク色のチラシをご覧いただきたいと思えます。

まず、今週の日曜日になりますけれども、障害を理由とする差別の解消について考えるシンポジウムを開催します。これは障害者週間の期間にウエルフェアという催し物を同じ 12 月 7 日に予定しておりますけれども、その第 3 部として開催するものでございます。

最初に、阿部会長のほうから仙台市における条例制定の取り組みの状況についてご説明をしていただいた後、雇用や地域活動等における実践を通して差別解消について考えるということで、阿部会長がコーディネーターで、パネリスト 6 名の方をお迎えいたしまして、具体的な取り組みの事例をご紹介していただいて、それを通じて差別の解消というのはどういうことなのかというのを考えるようなシンポジウムにしていきたいと考えております。

おいでいただいている方々、特に高島屋横浜店の高橋さんは、自閉症や発達障害の方と一緒に就労をするということで、本人が主体となった働き方ということに取り組んでおられる方です。具体的な事例を通すことで、差別の解消はどういうことなのかということをイメージしやすくなると思えますし、障害者支援の実践としても非常に参考になる取り組みばかりでございますので、ぜひ委員の皆様にもご都合をつけていただいて、おいでいただければと考えております。

また、臨時委員をしていただいている杉山委員にも、ご自身が長町で、地域の方と一緒に取り組んだことを発表していただくことになっておりますので、私たちにとっても示唆に富んだご報告がされるのではないかと考えております。

それから、ピンク色のほうでございますが、第 3 回のココロン・カフェということで、ココロン・カフェの取り組みについては 1 月の施策推進協議会でもご報告をさせていただくのでございますけれども、1 月についてのご案内を作成しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

おかげさまをもちまして 1 回目の 10 月 22 日は 43 名の参加があり、11 月 23 日には委員の皆様にもたくさんおいでいただいて、65 名の参加がありました。学生さんも多くいらしてございまして、いろいろ多岐にわたるお話ができたのではないかなと思えます。また、ココロン・カフェについてもいろいろ振り返りをしながら、よりよいものにしていければというふうに考えております。

会 長 事務局からその他ということで、今お話ありましたけれども、皆さんからその他ということで何かございますでしょうか。

桔梗委員、お願ひします。



桔梗委員 ココロン・カフェは、前回先ほどお話しさせていただいたように、参加させていただき、大変有意義なヒアリングを受けることができました。私の意見ではなくて、その場であった意見を一つこちらでもお話ししておきたいと思います。

支援員に関わってらっしゃる方の声でしたけれども、障害児となる前に、やはり例えば何かちょっと違う行動があるなとか、症状があるなということで、それなりの支援センター、相談所に来ることが多く、ただ、その実態としては、周りの方々のその責任において、例えば学校の先生や保育所、幼稚園の先生と具体的におっしゃってましたけれども、その方たちが家庭でしつけができない、もしくはそういう施設でしつけができないと、それを障害ではないかといった疑いが出てきて、その子を障害者に仕立ててしまうような現場も実はあるのだという話を伺いました。結局それで発達相談支援センターに行ったらいいのではないかという学校側、保育所、幼稚園側からの教員の先生からのご意見があって、保護者の方が困られて、実際には何度も何度も言われるので、そうなのかなと思って行ってしまう。

その結果、そこもまた 2 つに分かれるそうなんですけれども、「ああ、やはりうちの子どもは障害児だったのね」ということになる。支援員としては非常に微妙なラインにいて、やはり障害児というような症状が分かったことで、親御さんが楽になる例と、あと逆にそうではないのに、どうしてそこに追いやられてしまうのかといった事態もあるというふうに伺いました。

障害者施策の前に、やはり障害児も増えてきている現状を見ていると、その前のグレーゾーンのところで、それ以外の施設とかそこに関わる環境も、時代の変化と制度と施策ができることによって、楽なほうにというか、都合のいいほうに動いてきてはいないかと、本当に障害でお困りの方の施策になるための工夫というところと、そこに対する連携というところも非常にデリケートな問題ではありますけれども、今後必要になってくると感じたことをご報告させていただきます。

会 長 大事な、この前のココロン・カフェでの一つの場面からということで報告いただきました。ありがとうございます。

その他というところで、皆様からその他に何かございますでしょうか。

中村（晴）委員、お願いします。

中村（晴） 今の桔梗委員のお話を伺って、関連するかなと思ってお話しいたします。

委 員 私の運営している障害者施設の隣が、私立の保育所です。混合保育をしているので、90 名定員のうち障害のある方が 1 割弱ぐらいということなんですけど、実はその時点でもう障害があると思って受け入れる。保育所ですと生後 6 カ月から、長い方であれば就学前までということになると、障害があると分かって受け入れた場合と、受け入れて保育を实践、保育士さんがしているうちに障害があるのではないだろうかという行動が見えると。そのときにプロの目で見るとそう感じるけれども、親御さんにお話

ししていいものかどうかということに非常に悩むと。それで、1年に一遍呼ばれて、また間もなく伺うのですが、障害があると思われる子どものお母様たち、7、8人に、私はいつも「将来、不安もいっぱいあるだろうけれども、でもいろいろな今制度もできているし、大丈夫よ」、「ノープロブレム、大丈夫よ」と伝えています。そのときに親御さんが気付いている場合はいろいろなアドバイスができるけれども、保育士さんが、お父さんお母さんに、お子さん少し障害があるかもしれないということを書いていいのか、非常に保育士さんが悩むんだというお話が、毎回もあります。

ですから、私呼ばれて伺うときに、お話聞いてみませんかとかご父兄に声をかけるのも、このお母さんにお声かけたら、「うちの子は何か違うから特別呼ばれて話を聞かされるのかなと」思わせてしまいたくもないというところがあります。非常に保育士さん自身も悩んでいるという実態を垣間見ております。

会 長 ありがとうございます。

私たちも本当に大事なお二人のお話の中から、障害理解ということの進めていく中で、その中でやはり障害に対する差別偏見ということを是正していく必要性が大きいなということをお話の中からも伺えました。だからこそその条例づくり、いろいろな方々を巻き込んでいく必要がありますよね。

では、その他ということで、なければ、私の進行役としての役割は終わらせていただきたいと思います。

(5) 閉 会

署名人

八木 伸 善

